

1006

業者特定理由書

【物品購入：予定価格が160万円を超える】

名 称	南北線 5000 形車両用表示器ほか	
特定業者	三菱電機㈱ 北海道支社	
機種特定	仕様書のとおり	
特定理由	標記物品は 5000 形車両で使用している装置で、他の製品とは互換性が無く、標記機種でなければ車両に適合しないことから、機種を特定したい。 また、標記物品は納入業者が標記業者に限られるため、特定して随意契約することとしたい。	
	本体機器・設備・システム・装置の名称	車内表示器 正面表示器 表示変換器用電源
	上記機器等のメーカー	三菱電機㈱
	上記機器等の用途・性能 ※名称にて用途等が明らかに判るものは省略可	表示変換器用電源は、車上検査装置と表示器を接続する表示変換器で使用される部材である。
	部品等の用途・性能	故障及び不具合等に伴う交換品として購入
	特定業者とのメーカーとの関係	同一会社
根拠規定	地方公営企業法施行令第 21 条の 13 第 1 項第 2 号	

2.5 1007

業者特定理由書

名 称	線条リレー
特 定 業 者	日本信号株式会社 北海道支店
(特定機種)	仕様書の通り (日本信号株製)
特 定 理 由	標記物品は納入業者が標記業者に限られる特定販売品であるため、特定して随意契約することといたしたい。 また、標記物品は信号保安装置の専用部品であり、他の製品とは互換性がなく、標記機種でなければ装置に適合しないことから、機種を特定いたしたい。
根 拠 規 定	地方公営企業法施行令第21条の13第1項第1号 札幌市交通局物品・業務契約事務処理要領第49条第1項第2号ア

業 者 特 定 理 由 書

名 称	逆止弁組立等ほか
特定業者	ナブテスコ株式会社 鉄道カンパニー 札幌営業所
機種特定	仕様書のとおり〔ナブテスコ株式会社製〕
特定理由	標記物品は南北線車両用の差圧弁（左右の空気バネに規定以上の圧力差が生じた場合、圧力の高い方の空気バネから低い方の空気バネに空気を流入させ、車体の異常傾斜を防ぐもの）等に使用する専用部品であり、他の製品とは互換性が無く、標記機種でなければ車両搭載時に適合しないことから、機種を特定いたしたい。 また、標記物品は納入業者が標記業者に限られるため、特定して随意契約することといたしたい。
根拠規定	地方公営企業法施行令第21条13第1項第2号 札幌市交通局物品・業務契約事務処理要領第49条第1項第2号了

1009

業 者 特 定 理 由 書

名 称	戸閉電磁弁ほか	
特定業者	ナブテスコ株式会社 鉄道カンパニー 札幌営業所	
機種特定	仕様書のとおり〔ナブテスコ株式会社製〕	
特定理由	標記物品は下記装置の専用部品であり、他の製品とは互換性が無く、標記機種でなければ装置に適合しないことから、機種を特定いたしたい。 また、標記物品は納入業者が標記業者に限られるため、特定して随意契約することといたしたい。	
	本体機器・設備・システム・装置の名称	① 車両の戸閉装置 ② エアーブレーキ用の電動空気圧縮機装置 ③ ブレーキ制御装置
	上記機器等の製造会社	ナブテスコ株式会社
	上記機器等の用途・性能 ※名称にて用途等が明らかに判るものは省略可	①車両のドアを開閉する。 ②圧縮空気をつくる。 ③各車両に一定のブレーキ圧を作用させる。
	部品等の用途・性能	経年劣化等に伴う交換用
	特命業者との製造会社との関係	同一業者
根拠規定	地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第2号 地方公営企業法施行令第21条13第1項第2号	

業 者 特 定 理 由 書

名 称	東西線 8000 形アルミホイール		
特定業者	札幌川重車両エンジニアリング株式会社		
(特定機種)	仕様書に掲げる川崎車両(株)製の部品		
特定理由	標記物品は下記装置の専用部品であり、他の製品とは互換性が無く、標記機種でなければ適合しないことから、機種を特定いたしたい。 また、標記物品は納入業者が標記業者に限定される特定販売品であるため、業者を特定することといたしたい。		
	本体機器・設備・システム・装置の名称	東西線 8000 形車両 走行輪アルミホイール	
	上記機器等の製造メーカー	川崎車両株式会社	
	上記機器等の用途・性能 ※名称にて用途等が明らかに判るものは省略可	走行輪タイヤを装着し、車両を走行させるための車軸の回転力を走行輪タイヤに伝える役割を有している。	
	部品等の用途・性能	経年劣化の恐れがあるため交換部品として購入する。	
	特定業者との製造メーカーとの関係	グループ会社	
根拠規定	地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第 11 条第 1 項第 2 号 地方公営企業法施行令第 21 条の 13 第 1 項第 2 号		

業者特定理由書

【物品購入：予定価格が160万円を超える】

【製造請負：予定価格が250万円を超える】

名 称	ジャンパー線ほか	
特定業者	札幌川重車両エンジニアリング(株)	
機種特定	購入仕様書のとおり [川崎車両(株)製]	
特定理由	標記物品は下記装置の専用部品であり、他の製品とは互換性が無く、標記機種でなければ車両に適合しないことから、機種を特定したい。 また、標記物品は納入業者が標記業者に限られる特定販売品であるため、特定して随意契約することとしたい。	
	本体機器・設備・システム・装置の名称	南北線車両用ジャンパー線 南北線車両用ヒーターパッキン 南北線車両用車体接地シュー
	上記機器等のメーカー	川崎車両(株)
	上記機器等の用途・性能 ※名称にて用途等が明らかに判るものは省略可	車両間を接続し、電力を供給する部品 ヒーターの発熱部分を安全に固定する部品 車体に電流が流れた場合、大地に逃がす部品
	部品等の用途・性能	劣化等に伴う交換用として購入
	特定業者とメーカーとの関係	グループ会社
根拠規定	地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号	

1019

業者特定理由書

名 称	南北線 5000 形三菱製 VVVF 装置用電流センサー
特 定 業 者	三菱電機株式会社 北海道支社
(特定機種)	品名 : A C C T 型式 : HC PZ800V4B15R
特 定 理 由	標記物品は南北線 5000 形車両の VVVF 装置(三菱製)の専用部品であり、他の製品とは互換性が無く、標記機種でなければ装置に適合しないことから、機種を特定いたしたい。 また、標記物品は納入業者が標記業者に限られるため、特定して随意契約することといたしたい。
根 拠 規 定	地方公営企業法施行令第 21 条の 13 第 1 項第 1 号 札幌市交通局物品・業務契約事務処理要領第 49 条第 1 項第 2 号ア

1020

業者特定理由書

名 称	8000 形東芝製 VVVF インバータユニット予防保全用部品購入
特 定 業 者	東芝インフラテクノサービス(株) 北海道支店
(特定機種)	仕様書のとおり 東芝(株)製
特 定 理 由	当該部品は VVVF 装置内インバータユニットに搭載している部品であり、8000 形車両に搭載中の標記業者の装置の専用部品である。そのため他社の製品とは互換性が無く、装置に適合しないことから、機種を特定いたしたい。 また、納入業者が標記業者に限られる特定販売品であるため、特定して随意契約することといたしたい。
根 拠 規 定	地方公営企業法施行令第 21 条の 13 第 1 項第 2 号

1021

業者特定理由書



名 称	東豊線 9000 形車両用主幹制御器部品
特 定 業 者	東芝インフラテクノサービス株式会社 北海道支店
(特定機種)	仕様書のとおり
特 定 理 由	標記製品は、東豊線9000形車両に搭載された主幹制御器の専用部品である。 主幹制御器とは車両の運転操作を行う重要機器であり、標記物品は当該装置の機能を維持するための部品である。 標記物品は一般販売部品との互換性がなく、標記機種でなければ主幹制御器に適合しないことから機種を特定いたしたい。 また、標記製品は納入業者が標記業者に限られる特定販売品であるため、併せて業者を特定することといたしたい。
根 拠 規 定	地方公営企業法施行令第 21 条の 13 第 1 項第 2 号

1022

業者特定理由書

名 称	南北線 5000 形三菱製 SIV 装置用コンデンサ
特 定 業 者	三菱電機株式会社 北海道支社
(特定機種)	品名：主回路コンデンサ (ACC) 型式：KKLV-C245
特 定 理 由	標記物品は南北線 5000 形車両の SIV 装置(三菱製)の専用部品であり、他の製品とは互換性が無く、標記機種でなければ装置に適合しないことから、機種を特定いたしたい。 また、標記物品は納入業者が標記業者に限られるため、特定して随意契約することといたしたい。
根 拠 規 定	地方公営企業法施行令第 21 条の 13 第 1 項第 ² 号

1025

業者特定理由書

名 称	ジャンパー線
特 定 業 者	札幌川重車両エンジニアリング株式会社
(特定機種)	仕様書番号 札交車 25 第 5060 号のとおり。
特 定 理 由	標記物品は車両間の渡線に使用され、制御回路などの電気回路を接続・連結するものである。他の製品とは互換性がなく、標記機種でなければ装置に適合しないことから、機種を特定いたしたい。 また、標記物品は納入業者が標記業者（別添に示す保守専門会社の指定のとおり）に限られる特定販売品であるため、特定することといたしたい。
根 拠 規 定	地方公営企業法施行令第 21 条の 13 第 1 項第 2 号 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第 11 条第 1 項第 2 号

業者特定理由書

名 称	弁組ほか
特 定 業 者	札幌川重車両エンジニアリング㈱
(特定機種)	仕様書のとおり〔川崎車両㈱製〕
特 定 理 由	標記物品は南北線車両用の自動高さ調整装置（荷重が変わっても車体床面の高さを一定にする装置）、キャリパ装置・マスターシリンダ等（空気ブレーキ圧力を液圧力に変換し、ブレーキ油を圧送することで、キャリパに供給し、ディスクブレーキを作用させる装置）の専用部品であり、他の製品とは互換性が無く、標記機種でなければ車両搭載時に適合しないことから、機種を特定いたしたい。 また、標記物品は納入業者が標記業者に限られるため、特定して随意契約することといたしたい。
根 拠 規 定	地方公営企業法施行令第 21 条の 13 第 1 項第 2 号

1027

業者特定理由書

名 称	無停電電源装置用冷却ファン
特 定 業 者	株式会社 北海道ジーエス・ユアサ サービス
(特定機種)	仕様書のとおり
特 定 理 由	本調達は、指令所電気室に使用する無停電電源装置用の専用部品を購入するものであり、他の製品とは互換性無く、標記機種でなければ当該機器の適正な稼働が見込めないことから機種を特定いたしたい。 また、標記業者以外の札幌市競争入札参加資格者名簿登録者による入手経路が存在しないため、特定して随意契約することといたしたい。
根 拠 規 定	地方公営企業法施行令第 21 条の 13 第 1 項第 2 号

1031

業 者 特 定 理 由 書

〔物品購入〕部品等

名 称	ハブナット（インナー）	
特 定 業 者	札幌川重車両エンジニアリング（株）	
（特定機種）	仕様書に掲げる川崎車両（株）製の物品とする。	
特 定 理 由	標記物品は下記装置の専用部品であり、他の製品とは互換性が無く、標記機種でなければ装置に適合しないことから、機種を特定いたしたい。 また、標記物品は納入業者が標記業者（別添に示す保守専門会社の指定のとおり）に限られる特定販売品であるため、特定することといたしたい。	
	本体機器・設備・システム・装置の名称	東西線 8000 形車両台車装置
	上記機器等のメーカー	川崎車両株式会社
	上記機器等の用途・性能 ※名称にて用途等が明らかに判るものは省略可	車両を走行させる為の台車装置（車体の重量を車軸に伝えるとともに走行・制動機能を備えた装置）
	部品等の用途・性能	台車装置に走行輪を取り付ける部品であり、交換部品として購入する。
	特定業者とメーカーとの関係	グループ会社
根 拠 規 定	地方公営企業法施行令第 21 条の 13 第 1 項第 2 号	

業 者 特 定 理 由 書

名 称	連結器ゴム緩衝器	
特定業者	札幌川重車両エンジニアリング(株)	
(特定機種)	仕様書に掲げる川崎車両(株) 製の部品	
特定理由	標記物品は下記装置の専用部品であり、他の製品とは互換性が無く、標記機種でなければ適合しないことから、機種を特定いたしたい。 また、標記物品は納入業者が標記業者（別添に示す保守専門会社の指定のとおり）に限定される特定販売品であるため、業者を特定することといたしたい。	
	本体機器・設備・システム・装置の名称	東西線 8000 形車両 連結器
	上記機器等のメーカー	川崎車両(株)
	上記機器等の用途・性能 ※名称にて用途等が明らかに判るものは省略可	車体と車体を結合する装置。
	部品等の用途・性能	復元力が減少した緩衝ゴムの計画交換を行い連結器の健全性を保つ。
	特定業者とのメーカーとの関係	グループ会社
根拠規定	地方公営企業法施行令第 21 条の 13 第 1 項第 2 号	

1033

業 者 特 定 理 由 書

〔物品購入〕部品等

名 称	8000形横揺ハリほか		
特 定 業 者	札幌川重車両エンジニアリング (株)		
(特定機種)	仕様書に掲げる川崎車両 (株) 製の物品とする。		
特 定 理 由	標記物品は下記装置の専用部品であり、他の製品とは互換性が無く、標記機種でなければ装置に適合しないことから、機種を特定いたしたい。 また、標記物品は納入業者が標記業者（別添に示す保守専門会社の指定のとおり）に限られる特定販売品であるため、特定することといたしたい。		
	本体機器・設備・システム・装置の名称	東西線 8000 形車両台車装置	
	上記機器等のメーカー	川崎車両株式会社	
	上記機器等の用途・性能 ※名称にて用途等が明らかに判るものは省略可	車両を走行させる為の台車装置（車体の重量を車軸に伝えとともに走行・制動機能を備えた装置）	
	部品等の用途・性能	台車から車体に駆動力やブレーキ力等の前後力を伝達する装置および車両の速度を検知する装置の更新部品として購入する	
根 拠 規 定	特定業者とメーカーとの関係	グループ会社	
	地方公営企業法施行令第 21 条 13 第 1 項第 2 号 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第 11 条第 1 項第 2 号		

業者特定理由書

1034

名 称	エスカレーター踏み段、	
特定業者	日本オーチス・エレベータ(株)北海道支店	
(特定機種)	仕様書のとおり	
特定理由	標記物品は、下記装置の専用部品であり、他の製品とは互換性がなく、標記物品でなければ製造者の性能保証が得られないことから、部品を特定いたしたい。 また、標記物品は納入業者が標記業者に限られる特定販売品であるため、特定することといたしたい。	
	本体機器・設備・システム・装置の名称	エスカレーター
	上記機器等の製造者	日本オーチス・エレベータ(株)
	上記機器等の用途・性能 ※名称にて用途等が明らかに判るものは省略可	
	部品等の用途・性能	エスカレーター利用者が立つ乗場部分。経年劣化等に伴う交換用として購入。
	特定業者と製造者との関係	同一業者
根拠規定	地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号	

1036

業者特定理由書

〔物品購入〕部品等

名 称	直流安定化電源		
特 定 業 者	ナブテスコ株式会社 鉄道カンパニー 札幌営業所		
(特定機種)	仕様書に掲げるナブテスコ株式会社製の部品		
特 定 理 由	標記物品は下記装置の専用部品であり、他の製品とは互換性が無く、標記機種でなければ装置に適合しないことから、機種を特定したい。 また、標記物品は納入業者が標記業者に限られる特定販売品であるため、特定することとしたい。		
	本体機器・設備・システム・装置の名称	ブレーキ受量器	
	上記機器等のメーカー	ナブテスコ株式会社	
	上記機器等の用途・性能 ※名称にて用途等が明らかに判るものは省略可	各車両に作用させるブレーキ圧を制御する	
	部品等の用途・性能	経年劣化等に伴う交換予備用	
	特定業者とメーカーとの関係	同一業者	
根拠規定	地方公営企業法施行令第21条 ¹³ 第1項第2号 の		

1038

業者特定理由書

名 称	O リング 1AP11 ほか	
特 定 業 者	ナブテスコサービス㈱札幌営業所	
(特定機種)	仕様書のとおり	
特 定 理 由	標記製品は、ナブテスコ㈱製 9000 形車両用 NVL3A 型空制弁試験装置の専用部品である。他の製品とは互換性が無く、標記製品でなければ装置に適合しないことから機種を特定いたしたい。他の製品の場合、メーカーの保証が得られない。標記製品は地下鉄の安全な運行に欠かせない製品である。 また、標記製品は納入業者が標記業者に限られる特定販売品であるため、併せて業者を特定することといたしたい。	
	本体機器・設備・システム・装置の名称	東豊線9000形車両用 NVL3A 型空制弁試験装置
	上記機器等のメーカー	ナブテスコ㈱
	上記機器等の用途・性能 ※名称にて用途等が明らかに判るものは省略可	東豊線 9000 形車両のブレーキ装置に使用している空制弁類の試験装置用部品
	部品等の用途・性能	定期交換部品
	特定業者とのメーカーとの関係	グループ会社
根 拠 規 定	地方公営企業法施行令第 21 条の 13 第 1 項第 2 号	

1039

業者特定理由書

〔物品購入〕部品等

名 称	東西線 8000 形車両ブレーキ装置部品ほか	
特 定 業 者	札幌川重車両エンジニアリング株式会社	
(特定機種)	仕様書に掲げる川崎車両(株)製の部品	
特 定 理 由	標記物品は下記装置の専用部品であり、他の製品とは互換性が無く、標記機種でなければ装置に適合しないことから、機種を特定したい。 また、標記物品は納入業者が標記業者に限られる特定販売品であるため、特定することとしたい。	
	本体機器・設備・システム・装置の名称	キャリパー装置
	上記機器等のメーカー	川崎車両(株)
	上記機器等の用途・性能 ※名称にて用途等が明らかに判るものは省略可	各車両にブレーキ圧力を作用させる装置
	部品等の用途・性能	年検査にて使用する定期交換用部品
	特定業者とメーカーとの関係	グループ会社
根拠規定	地方公営企業法施行令第 21 条の 13 第 1 項第 2 号	

1040

業 者 特 定 理 由 書

〔物品購入〕部品等

名 称	バネ作業	
特 定 業 者	札幌川重車両エンジニアリング株式会社	
(特定機種)	仕様書に掲げる川崎車両(株)製の部品	
特 定 理 由	標記物品は下記装置の専用部品であり、他の製品とは互換性が無く、標記機種でなければ装置に適合しないことから、機種を特定したい。 また、標記物品は納入業者が標記業者に限られる特定販売品であるため、特定することといたしたい。	
	本体機器・設備・システム・装置の名称	LV4 自動高さ調整弁
	上記機器等のメーカー	川崎車両(株)
	上記機器等の用途・性能 ※名称にて用途等が明らかに判るものは省略可	車体の傾きを水平に保持する装置
	部品等の用途・性能	経年劣化等に伴う交換用
	特定業者とメーカーとの関係	グループ会社
根拠規定	地方公営企業法施行令第21条²13第1項第1号 札幌市交通局物品・業務契約事務処理要領第49条第1項第2号ア	

1041

業者特定理由書

〔物品購入〕部品等

名 称	ゴムベローズほか	
特定業者	札幌川重車両エンジニアリング株式会社	
(特定機種)	仕様書に掲げる川崎車両株式会社製の台車部品	
特定理由	標記物品は台車装置の専用部品であり、他の製品とは互換性が無く、標記機種でなければ装置に適合しないことから、機種を特定いたしたい。 また、標記物品は納入業者が標記業者に限られるため、特定して随意契約することといたしたい。	
	本体機器・設備・システム・装置の名称	南北線 5000 形車両用 台車
	上記機器等の製造メーカー	川崎車両株式会社
	上記機器等の用途・性能 ※名称にて用途等が明らかに判るものは省略可	台車（走行輪車軸、案内輪車軸、高さ調整装置、ダンパー等）に使用する特殊な部品
	部品等の用途・性能	保守整備時の交換部品として購入
	特定業者との製造メーカーとの関係	グループ会社
根拠規定	地方公営企業法施行令第 21 条の 13 第 1 項第 2 号	

1042

業 者 特 定 理 由 書

名 称	東西線 8000 形車両空制機器部品	
特定業者	ナブテスコ株式会社 鉄道カンパニー 札幌営業所	
機種特定	仕様書のとおり〔ナブテスコ株式会社製〕	
特定理由	標記物品は下記装置の専用部品であり、他の製品とは互換性が無く、標記機種でなければ装置に適合しないことから、機種を特定いたしたい。 また、標記物品は納入業者が標記業者に限られる特定販売品であるため、業者を特定することといたしたい。	
	本体機器・設備・システム・装置の名称	① 車両の戸閉装置 ② エアーブレーキ用のコンプレッサー装置 ③ ブレーキ制御装置
	上記機器等の製造会社	ナブテスコ株式会社
	上記機器等の用途・性能 ※名称にて用途等が明らかに判るものは省略可	①車両のドアを開閉する。 ②圧縮空気をつくる。 ③各車両に一定のブレーキ圧を作用させる。
	部品等の用途・性能	経年劣化等に伴う交換用
	特命業者との製造会社との関係	同一業者
根拠規定	地方公営企業法施行令第 21 条の 13 第 1 項第 2 号 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第 11 条第 1 項第 2 号	

1043

業者特定理由書

名 称	自動扉保守用部品
特 定 業 者	ナブコシステム株式会社 札幌支店
(特定機種)	自動扉保守用部品 別紙仕様書 札交車 25 第 2123 号のとおり
特 定 理 由	本調達は、東車両基地に設置している自動扉の経年劣化に伴う更新である。標記機種でなければ設置している自動扉に適合しないことから、機種を特定いたしたい。また、標記機種は納入業者が標記業者に限られる特定販売品であるため、業者を特定いたしたい。
根 拠 規 定	地方公営企業法施行令第 21 条の 13 第 1 項第 2 号 札幌市交通局物品・業務契約事務処理要領第 49 条 第 1 項第 2 号ア

1044

業者特定理由書

名 称	ドライブレコーダーほか
特 定 業 者	北欧電子株式会社
(特定機種)	仕様書のとおり [(株)レゾナント・システムズ製]
特 定 理 由	【機種を特定した理由】 本調達では、車内および前方カメラの映像を録画するためのドライブレコーダー等の購入である。 本調達では、特定車両分の機種を購入するため、他の機種を購入した場合、機種や構成が複数混在してしまい、乗務員の負担や保守コストが増加する等の影響があるため標記機種に特定いたしたい。 【特定業者と契約する理由】 標記業者は北海道地区における唯一の代理店であり、北海道内において、標記機種を購入できるのは当該業者に限定されるため、特命することといたしたい。
根 拠 規 定	地方公営企業法施行令第 21 条の 13 第 1 項第 2 号

1050-

業者特定理由書

[物品購入]部品等

名 称	緩衝ゴムほか	
特 定 業 者	札幌川重車両エンジニアリング (株)	
(特定機種)	仕様書に掲げる川崎車両 (株) 製の物品とする。	
特 定 理 由	標記物品は下記装置の専用部品であり、他の製品とは互換性が無く、標記機種でなければ装置に適合しないことから、機種を特定いたしたい。 また、標記物品は納入業者が標記業者（別添に示す保守専門会社の指定のとおり）に限られる特定販売品であるため、特定することといたしたい。	
	本体機器・設備・システム・装置の名称	東西線 8000 形車両台車装置
	上記機器等のメーカー	川崎車両株式会社
	上記機器等の用途・性能 ※名称にて用途等が明らかに判るものは省略可	車両を走行させる為の台車装置（車体の重量を車軸に伝えるとともに走行・制動機能を備えた装置）
	部品等の用途・性能	経年劣化等に伴う消耗部品として購入
	特定業者とメーカーとの関係	グループ会社
根 拠 規 定	地方公営企業法施行令第 21 条の 13 第 1 項第 2 号 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第 11 条第 1 項第 2 号	

1051

業者特定理由書

名 称	車両用アルカリ蓄電池
特 定 業 者	株式会社北海道ジーエスユアササービス
(特定機種)	仕様書に掲げる(株)GSユアサ製の製品
特 定 理 由	標記物品は札幌市地下鉄車両専用仕様であり、他の製品とは互換性がなく、標記機種でなければ車両搭載時に適合しないことから、機種を特定したい。 また、標記物品は納入業者が標記業者に限られる特定販売品であるため、特定することとしたい。
根 拠 規 定	地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号

1056

業者特定理由書

名 称	オイルシールほか	
特定業者	札幌川重車両エンジニアリング㈱	
(特定機種)	仕様書のとおり	
特定理由	標記製品は、札幌市地下鉄東豊線を運行している川崎車両㈱製 9000 形車両における空制装置の専用部品である。他の製品とは互換性が無く、標記製品でなければ車両に適合しないことから機種を特定いたしたい。他の製品の場合、メーカーの保証が得られない。標記製品は地下鉄の安全な運行に欠かせない部品である。 また、標記製品は納入業者が標記業者に限られる特定販売品であるため、併せて業者を特定することといたしたい。	
	本体機器・設備・システム・装置の名称	東豊線 9000 形車両用空制装置
	上記機器等のメーカー	川崎車両㈱
	上記機器等の用途・性能 ※名称にて用途等が明らかに判るものは省略可	東豊線 9000 形車両のブレーキ等にかかわる部品
	部品等の用途・性能	年検査定期交換部品
	特定業者とのメーカーとの関係	グループ会社
根拠規定	地方公営企業法施行令第 21 条の 13 第 1 項第 2 号	

1058

業 者 特 定 理 由 書

〔物品購入〕部品等

名 称	車掌操作器 ほか		
特定業者	日本信号株式会社 北海道支店		
特定機種	仕様書 札交車 25 第 2114 号のとおり（日本信号株式会社 製）		
特定理由	標記物品は下記装置の専用部品であり、他の製品とは互換性が無く、標記機種でなければ装置に適合しないことから、機種を特定いたしたい。 また、標記物品は全て納入業者が標記業者に限られる特定販売品であるため、特定することといたしたい。		
	本体機器・設備・システム・装置の名称	ATC/CH 装置、車内放送装置	
	上記機器等の製造業者	日本信号株式会社	
	上記機器等の用途・性能 ※名称にて用途等が明らかに判るものは省略可	ATC/CH 装置は、ATC/ATO 信号受信機能、及び CH 信号送信機能を有している。 ATC/ATO 信号受信機能は、地上信号設備から制限速度信号や自動運転用地上子信号を受信し、受信した信号を別の ATC/ATO 制御装置に送る機能である。 CH 信号送信機能は、車両からチェックイン/チェックアウト信号を地上信号設備に送信し、車両の在線状態を指令所や信号所に知らせる機能である。 車内放送装置は、乗務員室からマイクを使用して客室に放送したり、反対側の乗務員室と通話する機能を有している。	
	部品等の用途・性能	年検査交換部品、故障対応用部品	
	特定業者と製造業者との関係	同一企業	
根拠規定	地方公営企業法施行令第 21 条の 13 第 1 項第 2 号		

1059

業者特定理由書

名 称	8000 形 IR 制御器
特 定 業 者	日本信号株式会社 北海道支店
(特定機種)	仕様書番号 札交車 25 第 2116 号のとおり (日本信号㈱製)
特 定 理 由	IR 制御器は、指令所への列車防護信号発報機能をはじめ、デッドマン機能 (運転手の状態確認) や無操作情報、あるいは非常時の客室通話を指令所に伝送させる等、車両と指令所の通信および安全運行に必要な不可欠な装置である。 本調達には、現在車両に搭載されている IR 制御器の経年劣化に伴う機器更新であり、他業者の製品とは互換性が無く、標記機種でなければ車両に適合しない。 また、標記物品は、納入業者が標記業者に限られる特定販売品であるため、機種および業者を特定することとした。
根 拠 規 定	地方公営企業法施行令第 21 条の 13 第 1 項第 2 号

1060

業者特定理由書

名 称	8000 形 DCU 装置
特 定 業 者	日本信号株式会社 北海道支店
(特定機種)	DCU 装置 (日本信号株式会社 製) 別紙仕様書 札交車 25 第 5061 号のとおり
特 定 理 由	DCU 装置は、車両扉とホーム扉を連動させて乗客の安全な乗降を担保する 8000 形車両の重要装置である。 本調達は、現在車両に搭載されている DCU 装置の経年劣化に伴う更新である。標記機種でなければ 8000 形車両に適合しないことから、機種を特定いたしたい。また、標記機種は納入業者が標記業者に限られる特定販売品であるため、業者を特定いたしたい。
根 拠 規 定	地方公営企業法施行令第 21 条の 13 第 1 項第 2 号

1063

業者特定理由書

名 称	ダイヤフラムほか
特 定 業 者	ナブテスコ(株)鉄道カンパニー札幌営業所
(特定機種)	仕様書のとおり
特 定 理 由	標記製品は、ナブテスコ(株)製 9000 形車両空制装置の専用部品である。他の製品とは互換性が無く、標記製品でなければ装置に適合しないことから機種を特定いたしたい。他の製品の場合、メーカーの保証が得られない。標記製品は地下鉄の安全な運行に欠かせない部品である。 また、標記製品は納入業者が標記業者に限られる特定販売品であるため、併せて業者を特定することといたしたい。
根 拠 規 定	地方公営企業法施行令第 21 条の 13 第 1 項第 2 号

1064

業者特定理由書

名 称	南北線回生電力貯蔵装置予備部品
特 定 業 者	カワサキモータース㈱
(特定機種)	南北線回生電力貯蔵装置 蓄電池監視装置 子機
特 定 理 由	標記物品は鉄北変電所・中の島変電所回生電力貯蔵装置に使用する部品であり、他の製品とは互換性が無く、標記機種でなければ装置に適合しないことから、機種を特定いたしたい。 また、標記業者以外の札幌市競争入札参加資格者名簿登録者による入手経路が存在しないため、特定して随意契約することといたしたい。 ※カワサキモータース㈱は親会社である川崎重工業㈱北海道支社との間で吸収分割契約を実施し、令和3年10月からニッケル水素電池に関する事業の事業移管を受けている。
根 拠 規 定	地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号 札幌市交通局物品・業務契約事務処理要領 第41条第1項第2号

1065

業者特定理由書

名 称	電力管理システム部品
特 定 業 者	株式会社 日立パワーソリューションズ フロント営業統括部
(特定機種)	仕様書のとおり【(株)日立製作所 製】。
特 定 理 由	標記物品は電力管理システム装置（中央装置、変電所及び電気室制御装置）の専用部品であり、他の製品とは互換性が無く、標記機種でなければ装置に適合しないことから、機種を特定いたしたい。 また、標記保守業者以外の札幌市競争入札参加資格者名簿登録者による入手経路が存在しないため、特定して随意契約することといたしたい。
根 拠 規 定	地方公営企業法施行令第 21 条の 13 第 1 項第 2 号

業者特定理由書

名 称	A1200 形用主電動機
特 定 業 者	福田実業株式会社
(特 定 機 種)	仕様書のとおり〔東洋電機製造(株)製〕
特 定 理 由	【機種を特定した理由】 本調達は、A1200 形用主電動機の予備品の購入である。 標記機種以外には互換性が無いため、標記機種に特定いたしたい。 【特定業者と契約する理由】 標記機種は北海道地区における唯一の代理店であり、北海道内において、標記機種を購入できるのは当該業者に限定されるため、特命することといたしたい。
根 拠 規 定	地方公営企業法施行令第 21 条の 13 第 1 項第 2 号

1071

業 者 特 定 理 由 書

[物品購入]部品等

名 称	電磁接触器ほか	
特定業者	札幌川重車両エンジニアリング株式会社	
(特定機種)	仕様書番号 札交車 25 第 2101 号のとおり。(川崎車両 (株) 製)	
特定理由	標記物品は下記装置の専用部品であり、他の製品とは互換性がなく、標記機種でなければ装置に適合しないことから、機種を特定いたしたい。 また、標記物品は納入業者が標記業者（別添に示す保守専門会社の指定のとおり）に限られる特定販売品であるため、特定することといたしたい。	
	本体機器・設備・システム・装置の名称	ファン制御盤、電灯接触器盤、前照灯、車体接地装置 ノッチ表示器
	上記機器等のメーカー	川崎車両(株)
	上記機器等の用途・性能 ※名称にて用途等が明らかに判るものは省略可	電磁接触器は車両の電灯及びファンを入切・保持するための接触器である。 前照灯スイッチは、前照灯の入切するものである。 ハロゲン式シールドビームは、車両用に設計されたものであり、地下鉄の前照灯である。 車体接地装置はゴムタイヤ地下鉄において、乗客の安全確保の為に感電を防ぐ重要な装置であり、万一の時電気を車外に逃がすことができる装置である。 ノッチ表示器は、運転士がブレーキステップ・力行ノッチを把握するうえで欠かせない計器である。
	用途・性能	経年劣化等に伴う消耗部品として購入
	特定業者とのメーカーとの関係	グループ会社
根拠規定	地方公営企業法施行令第 21 条の 13 第 1 項第 2 号	

1072

業 者 特 定 理 由 書

名 称	南北線 5000 形車両誘導無線装置用基盤
特 定 業 者	日本信号株式会社 北海道支店
(特定機種)	RBP3 基盤 RF8020C
特 定 理 由	標記物品は南北線 5000 形車両に搭載している、誘導無線装置の専用部品であり、他メーカーの製品とは互換性がなく、標記機種でなければ車両に適合しないため、標記機種を特定いたしたい。 また、標記業者以外の札幌市競争入札参加資格者名簿登録者による入手経路が存在しないため、標記業者を特定いたしたい。
根 拠 規 定	地方公営企業法施行令第 21 条の 13 第 1 項第 2 号

1073

業者特定理由書

名 称	平型リレー
特 定 業 者	(株)日立製作所 北海道支社
(特定機種)	仕様書のとおり
特 定 理 由	標記物品は5000形車両関係の専用部品であり、他の製品とは互換性はなく、標記機種でなければ装置に適合しないことから機種を特定したい。 また、標記業者以外の札幌市競争入札参加資格者名簿登録者による入手経路が存在しないため。
根 拠 規 定	地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号

1074

業 者 特 定 理 由 書

〔物品購入〕部品等

名 称	運行管理装置保守部品その1	
特定業者	(株) 日立パワーソリューションズ フロント営業統括部	
(特定機種)	仕様書のとおり	
特定理由	本調達下記装置の専用部品を購入するものであり、標記機種でなければ装置に適合しないため、機種を特定することとしたい。 また、標記物品は標記業者以外の札幌市競争入札参加資格者名簿登録者による入手経路が存在しないため、業者を特定することとしたい。	
	本体機器・設備・システム・装置の名称	運行管理装置
	上記機器等のメーカー	(株) 日立製作所
	上記機器等の用途・性能 ※名称にて用途等が明らかに判るものは省略可	走行する列車を追跡・監視し、運行ダイヤに合わせて転てつ機・信号等を自動制御するとともに、案内表示、案内放送を行う装置
	部品等の用途・性能	経年劣化に伴う交換用
	特定業者とメーカーとの関係	系列会社 (別紙)
根拠規定	地方公営企業法施行令第21条の13第1項第1号、 札幌市交通局物品・業務契約事務処理要領第49条第1項第2号ア	

1075

業 者 特 定 理 由 書

〔物品購入〕部品等

名 称	集電装置部品	
特定業者	富士電機株式会社 北海道支社	
(特定機種)	品名：仕様書のとおり〔富士電機(株)製〕	
特定理由	標記物品は下記装置の専用部品であり、他の製品とは互換性が無く、標記機種でなければ装置に適合しないことから、機種を特定いたしたい。 また、標記物品は納入業者が標記業者に限られる特定販売品であるため、特定することといたしたい。	
	本体機器・設備・システム、 装置の名称	集電装置
	上記機器等の製造者	富士電機(株)
	上記機器等の用途・性能 ※名称にて用途等が明らかに 判るものは省略可	集電装置は、電車の屋根上部および台車下部に設けられ、車両が電気を受電、送電する装置である。
	部品等の用途・性能	正、負集電装置の性能を維持するための部品。 経年劣化等に伴う定期交換用として購入。
	特定業者と製造者との関係	同一企業
根拠規定	地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第2号、 地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号	

1076

業者特定理由書

名 称	東豊線 9000 形車両用負集電器部品
特 定 業 者	富士電機株式会社 北海道支社
(特定機種)	仕様書のとおり
特 定 理 由	標記製品は、東豊線 9000 形車両用負集電器の専用部品であり、他の製品とは互換性がなく、標記機種でなければ当該機器の適正な稼働が見込めないことから機種を特定いたしたい。他の製品の場合、メーカーの保証が得られない。標記製品は地下鉄の安全な運行に欠かせない部品である。 また、標記製品は納入業者が標記業者に限られる特定販売品であるため、併せて業者を特定することといたしたい。
根 拠 規 定	地方公営企業法施行令第 21 条の 13 第 1 項第 2 号

1077

業 者 特 定 理 由 書

【物品購入：予定価格が160万円を超える】

【製造請負：予定価格が250万円を超える】

名 称	集電装置部品	
特定業者	富士電機㈱北海道支社	
機種特定	購入仕様書のとおり [富士電機㈱製]	
特定理由	標記物品は下記装置の専用部品であり、他の製品とは互換性が無く、標記機種でなければ装置に適合しないことから、機種を特定いたしたい。 また、標記物品は納入業者が標記業者に限られる特定販売品であるため、業者を特定することといたしたい。	
	本体機器・設備・システム・装置の名称	南北線5000形車両用集電装置
	上記機器等のメーカー	富士電機㈱
	上記機器等の用途・性能 ※名称にて用途等が明らかに判るものは省略可	架線から電力を車両に取り込む装置
	部品等の用途・性能	劣化等に伴う交換用として購入
	特定業者とのメーカーとの関係	同一企業
根拠規定	地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号	

1083

業 者 特 定 理 由 書

名 称	東豊線 9000 形車両艤装部品
特 定 業 者	札幌川重車両エンジニアリング株式会社
(特定機種)	仕様書のとおり
特 定 理 由	標記物品は 9 0 0 0 形車両艤装関係の専用部品であり、他の製品とは互換性はなく、標記機種でなければ装置に適合しない。 また、標記業者以外の札幌市競争入札参加資格者名簿登録者による入手経路が存在しないため。
根 拠 規 定	地方公営企業法施行令第 21 条の 13 第 1 項第 2 号

1093

業者特定理由書

名 称	SRLD-K100 電磁接触器
特 定 業 者	三菱電機㈱ 北海道支社
(特定機種)	仕様書のとおり 三菱電機㈱製
特 定 理 由	標記物品は 8000 形車両に搭載中の標記業者の VVVF 装置の専用部品である。そのため他社の製品とは互換性が無く、装置に適合しないことから、機種を特定いたしたい。 また、納入業者が標記業者に限られる特定販売品であるため、特定して随意契約することといたしたい。
根 拠 規 定	・地方公営企業法施行令第 21 条の 13 第 1 項第 1 号 ・札幌市交通局物品・業務契約事務処理要領第 49 条 1 項第 2 号ア

1094

業者特定理由書

名 称	特殊ボルト（ハブボルト）ほか
特 定 業 者	札幌川重車両エンジニアリング㈱
（特定機種）	仕様書のとおり（川崎車両㈱）
特 定 理 由	標記製品は、札幌市営地下鉄東豊線で使用している川崎車両㈱製の東豊線 9000 形車両専用部品である。他の製品とは互換性が無く、標記製品でなければ車両に適合しないことから機種を特定いたしたい。他の製品の場合、メーカー保証が得られない。標記製品は地下鉄の安全な運行に欠かせない部品である。 標記業者は標記機種のメーカーである川崎車両㈱より車両部品の購入について保守専門会社として指定を受けている業者である。標記製品は納入業者が標記業者に限られる特定販売品であるため、併せて業者を特定することといたしたい。
根 拠 規 定	地方公営企業法施行令第 21 条の 13 第 1 項第 2 号

業者特定理由書

1095

名 称	トーションバー軸受け調整板	
特定業者	札幌川重車両エンジニアリング㈱	
(特定機種)	仕様書のとおり〔川崎車両㈱〕製	
特定理由	標記物品は、下記装置の専用部品であり、他の製品とは互換性がなく、標記物品でなければ製造者の性能保証が得られないことから、部品を特定いたしたい。 また、標記物品は納入業者が標記業者に限られる特定販売品であるため、特定することといたしたい。	
	本体機器・設備・システム・装置の名称	転てつ器
	上記機器等の製造者	川崎車両㈱（川崎重工業㈱事業承継社）
	上記機器等の用途・性能 ※名称にて用途等が明らかに判るものは省略可	高速電車の進路を分岐させるための線路設備
	部品等の用途・性能	転てつ器を保守するための部品。 経年劣化等に伴う交換用として購入。
	特定業者と製造者との関係	上記製造者製品のメンテナンス業務及び販売を事業としているグループ会社
根拠規定	地方公営企業法施行令第21条の13 第1項第2号 札幌市交通局物品・業務契約事務処理要領第49条第1項第2号ア	

業者特定理由書

1096

名 称	減速機整備用部品	
特定業者	札幌川重車両エンジニアリング㈱	
(特定機種)	仕様書のとおり〔川崎車両㈱〕製	
特定理由	標記物品は、下記装置の専用部品であり、他の製品とは互換性がなく、標記物品でなければ製造者の性能保証が得られないことから、部品を特定いたしたい。 また、標記物品は納入業者が標記業者に限られる特定販売品であるため、特定することといたしたい。	
	本体機器・設備・システム・装置の名称	転てつ器
	上記機器等の製造者	川崎車両㈱（川崎重工業㈱事業承継社）
	上記機器等の用途・性能 ※名称にて用途等が明らかに判るものは省略可	高速電車の進路を分岐させるための線路設備
	部品等の用途・性能	転てつ器の減速機を保守するための部品。 経年劣化等に伴う交換用として購入。
	特定業者と製造者との関係	上記製造者製品のメンテナンス業務及び販売を事業としているグループ会社
根拠規定	地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号	

1098

業者特定理由書

名 称	床揚げ蓋	
特定業者	札幌川重車両エンジニアリング(株)	
機種特定	札交車25第1115号に掲げる仕様書のとおり〔川崎車両株式会社製〕	
特定理由	標記物品は下記装置の専用部品であり、他の製品とは互換性が無く、標記機種でなければ装置に適合しないことから、機種を特定いたしたい。 また、標記物品は川崎車両(株)から保守専門会社の指定により、当該部品の購入は標記業者のみ可能なため、特定して随意契約することといたしたい。	
	本体機器・設備・システム・装置の名称	南北線車両の床揚げ蓋(客室)
	上記機器等の製造メーカー	川崎車両株式会社
	上記機器等の用途・性能	客室の床面に取り付いている点検口の蓋
	部品等の用途・性能	経年劣化等に伴う交換品
	特定業者と製造メーカーとの関係	グループ会社
根拠規定	地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号	

1099

業者特定理由書

名 称	南北線 5000 形車両車体関係交換部品	
特定業者	札幌川重車両エンジニアリング(株)	
機種特定	札交車 25 第 1108 号に掲げる仕様書のとおり [川崎車両株式会社製]	
特定理由	標記物品は下記装置の専用部品であり、他の製品とは互換性が無く、標記機種でなければ装置に適合しないことから、機種を特定いたしたい。 また、標記物品は川崎車両(株)から保守専門会社への指定により、当該部品の購入は標記業者のみ可能なため、特定して随意契約することといたしたい。	
	本体機器・設備・システム・装置の名称	南北線車両の車体部品（運転士腰掛、座席）
	上記機器等の製造メーカー	川崎車両株式会社
	上記機器等の用途・性能	運転士及びお客様の椅子
	部品等の用途・性能	経年劣化等に伴う交換品及び整備消耗品として購入
	特定業者と製造メーカーとの関係	グループ会社
根拠規定	地方公営企業法施行令第 21 条の 13 第 1 項第 2 号	

1115

業者特定理由書

名 称	東豊線 9000 形車両信号保安装置交換部品
特 定 業 者	日本信号株式会社北海道支店
(特定機種)	仕様書のとおり
特 定 理 由	標記物品は東豊線 9000 形車両に搭載されている日本信号株式会社製の信号保安装置に使用されている専用部品である。 信号保安装置とは列車自動制御 (ATC)、列車検知 (CH)、列車自動運転 (ATO) 等の列車の根本的な保安機能を担う装置であり、標記物品は当該装置の交換部品として購入する。 標記物品以外の製品とは互換性がなく標記機種でなければ装置に適合しないことから、機種を特定いたしたい。 また標記物品は納入業者が標記業者に限られる特定販売品であるため、業者についても特定することといたしたい。
根 拠 規 定	地方公営企業法施行令第 21 条の 13 第 1 項第 2 号

1116

業者特定理由書

名 称	南北線 5000 形車両信号装置	
特 定 業 者	日本信号株式会社 北海道支店	
(特定機種)	仕様書のとおり	
特 定 理 由	本件は既設の南北線 5000 形車両の信号保安装置を更新するものである。信号保安装置は ATC 及び ATO 走行時における車両の制御を行う装置である。他メーカーの製品とは互換性が無く、標記機種でなければ車両に適合しないことから、機種を特定いたしたい。また、標記装置は納入業者が標記業者に限られるため、特定して随意契約することといたしたい。	
	標記機器等の用途・性能	信号保安装置は車両走行時のチェックイン・チェックアウトを管理するとともに ATC/ATO 走行時の車両の制御を行う装置。
	メーカー独自の技術・知識・施設・設備等を必要とする事由	各装置に関する、メーカー占有の設計・製作に係わる技術・知識を必要とするため。
根 拠 規 定	地方公営企業法施行令第 21 条の 13 第 1 項第 2 号 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第 11 条第 1 項第 2 号	

業者特定理由書

2002

【業務委託：予定価格が 100 万円以下】

名 称	遺失物管理用 QR コード入り荷札
特 定 業 者	株式会社 find
(特 定 機 種)	
特 定 理 由	本件は、地下鉄各駅、忘れものセンター、乗務係などで収拾した遺失物に取り付ける個別の QR コードが印刷された紙製タグの製造である。 タグの使用にあたっては、タグに印刷された QR コードを上記施設で使用している遺失物管理システム「落とし物クラウド find」にて読み取り、システム内で管理されている情報と紐付できることが必須となっており、株式会社 find のみが、当該システムに対応する QR コードを生成できることから、他の者では適切な業務の履行が見込めないため。
根 拠 規 定	地方公営企業法施行令第 21 条の 13 第 1 項第 1 号 札幌市交通局物品・業務契約事務処理要領第 49 条第 1 項第 2 号ア、

2004

業者特定理由書

名 称	南北線 5000 形車両 照明器具
特定業者	札幌川重車両エンジニアリング(株)
(特定機種)	別紙仕様書 札交車 25 第 1104 号のとおり
特定理由	当該装置は客室内及び運転室内の LED 照明装置である。 光源として使用している直管型蛍光灯については、令和 9 年末で販売停止となるだけではなく、安定器やソケットなどの主要部品が製造中止となっており、今後の維持が困難となる。また、南北線 5000 形車両の照明装置の一部にはグローブ付き灯具が使用されているが、鉄道に関する技術上の基準を定める省令の車両火災対策基準の改正に伴い基準を満たさないため、新設計での照明装置の更新が必要である。 標記業者は車両メーカーである川崎車両から保守専門会社の指定を受けており、当該装置の更新においては標記業者のみが対応可能であることから、業者を特定することとしたい
根拠規定	地方公営企業法施行令第 21 条の 13 第 1 項第 2 号 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第 11 条第 1 項第 2 号